

宮津市宿泊税検討委員会

第 7 回検討委員会資料

令和 8 年 9 月 3 0 日（水）

第7回宮津市宿泊税検討委員会

0. 第6回会議の振り返り等

【議題】

1. 宮津市宿泊税検討委員会報告書（案）について
2. その他

第 6 回会議の振り返り

第6回会議の振り返り ～委員会でいただいた主なご意見～

1. 導入すべき観光財源について

- ①観光客の受け入れと新たな観光施策の実施に係る費用の全てを宮津市民が負担するのではなく、受益者負担的な側面を考慮し、その一部について観光客に宿泊税として負担いただくのは十分合理性がある。
- ②宿泊税を導入することの影響について、先行導入団体の状況を踏まえ丁寧に議論していくことが大事
- ③宿泊税は全国的にも導入しているところが増えてきており、観光客の担税力の面から200円であれば問題ないと思うので導入してほしい。

2. 負担のあり方について

- ④税率について、特別徴収義務者の負担を考慮し、計算や徴収のしやすさから一律定額制が一つの方向性である。
- ⑤できるだけ皆さんが受け入れやすい、わかりやすいということを考えると、全国的にも200円が一番多いというところで、200円が一番よい。
- ⑥宿泊客が享受する行政サービスは一律であることから、免税点を設ける必要はない。
- ⑦免税点を設けないのが先行導入団体を見ても一般的であるので、設けない方向でよい。
- ⑧課税免除について、入湯税と合わせ、修学旅行等を対象とするのは良い。
- ⑨課税免除の年齢要件について、独自の措置は行わない。
- ⑩課税免除の年齢要件について、入湯税の課税免除に合わせ、15歳未満とする。
- ⑪課税免除の年齢要件について、入湯税の課税免除を15歳未満から12歳未満に改正し、宿泊税の課税免除を12歳未満とする。
- ⑫特別徴収交付金制度について、宿泊事業者をできるだけ支援するようなものとされたい。
- ⑬宿泊事業者の協力なしには税制が機能しないので、特別徴収義務者にとって過度な負担となる制度にならないようにすべき。

3. まとめ

- ⑭次回は宮津市宿泊税検討委員会報告書（案）について議論する。

第6回会議の振り返り ～制度設計をする際に考えるべきこと～

1. 理由・根拠

- ・観光客の受け入れと新たな観光施策の実施に係る費用の全てを宮津市民が負担するのではなく、受益者負担的な側面を考慮し、その一部について観光客に宿泊税として負担いただくのは十分合理性がある。

2. 観光客の担税力

- ・宿泊税は宿泊料を支払う力があるということに着目した税金ではなく、様々な消費行動を通してのトータルでの消費能力に着目した税金である。

3. 納税義務者と課税対象と徴収義務者

- ・少なくとも数千円程度以上の宿泊料を支払うポイントを捉えて、徴収の便宜のある宿泊事業者にお世話になるのが現実論として最もふさわしい。
- ・納税義務者は宿泊客であり、徴収義務者（特別徴収義務者）は宿泊事業者である。

4. 宿泊税の計算方法

- ・宿泊数×税率（200円／泊）

5. 課税要件

- 【税率】
 - ・税率について、特別徴収義務者となる宿泊事業者の負担を考慮し、計算や徴収のしやすさから一律定額制が一つの方向性である。

- 【免税点】
 - ・宿泊客が享受する行政サービスは一律であることから、免税点を設ける必要はない。

- 【課税免除】
 - ・入湯税の課税免除に沿う形で検討
- ⇒修学旅行等を対象とするのは良い。

年齢要件について（①独自の措置は行わない。②現行の入湯税の課税免除に合わせ、15歳未満とする。③宿泊料金が子供料金になる12歳未満を年齢要件とし、入湯税の課税免除の年齢要件を15歳未満から12歳未満に改正する。）